

# 定期報告が必要な特殊建築物等・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧

	用 途	規模 又は 階	報告時期	
特 殊 建 築 物 等	劇場、映画館又は演芸場	A > 200 m <sup>2</sup> 又は 主階が1階にないもので A > 100 m <sup>2</sup>	毎年の11月1日から 翌年の1月31日まで  (毎年報告)	
	観覧場（屋外観覧席のものを除く。）、公会堂 又は集会場	F ≥ 3階 又は A > 200 m <sup>2</sup> 〔平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の 合計が400 m <sup>2</sup> 未満の集会場を除く。〕		
	旅館又はホテル	F ≥ 3階 かつ A > 2000 m <sup>2</sup>		
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≥ 3階 かつ A > 3000 m <sup>2</sup>		
	地下街	A > 1500 m <sup>2</sup>	平成28年の5月1日 から10月31日まで  (3年ごとの報告)	
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） 又は児童福祉施設等	F ≥ 3階 又は A > 300 m <sup>2</sup> 〔平家建て、かつ、床面積の合計が500 m <sup>2</sup> 未満 のものを除く。〕		
	旅館又はホテル（毎年報告のものを除く。）			
	学校又は体育館	F ≥ 3階 又は A > 2000 m <sup>2</sup>		
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場			
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途と この表（事務所等を除く。）に掲げられている用途 の複合建築物	F ≥ 5階 かつ A > 1000 m <sup>2</sup>		
	建 築 設 備	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗 （毎年報告のものを除く。）	F ≥ 3階 又は A > 500 m <sup>2</sup>	平成29年の5月1日 から10月31日まで  (3年ごとの報告)
		展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店又は飲食店	地階 若しくは F ≥ 3階 又は A > 500 m <sup>2</sup>	
複合用途建築物 （共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。）		F ≥ 3階 又は A > 500 m <sup>2</sup>		
事務所その他これに類するもの		A > 1000 m <sup>2</sup> 〔5階建て以上、かつ、延べ面積が2000 m <sup>2</sup> を 超える建築物のうち、F ≥ 3階の階に あるものに限る。〕		
下宿、共同住宅又は寄宿舎		F ≥ 5階 かつ A > 1000 m <sup>2</sup>		
換気設備（自然換気設備を除く。） 排煙設備（排煙機又は送風機を有するもの） 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備（給水タンク等を設けるもの）		上記の特殊建築物等に設けるもの	毎年報告  〔前年の報告日の翌日 から起算して1年を 経過する日まで〕  〔遊戯施設等は6か月 ごとに報告〕	
昇 降 機 等	エレベーター（労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く。）			
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く。）			
	遊戯施設等（乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。）			

- (注意)
- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階若しくはF ≥ 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいいます。
  - 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
  - 3 共同住宅の住戸内は、定期調査・検査結果の報告対象から除かれます。
  - 4 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
  - 5 一戸建て、共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。
  - 6 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。
  - 7 用途・規模等、初回免除の考え方等については、東京都都市整備局ホームページを併せて御覧ください。  
( <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html> )